

証券コード 7730

平成27年11月9日

株 主 各 位

栃 木 県 宇 都 宮 市 清 原 工 業 団 地 8 番 3

マ ニ ー 株 式 会 社

取 締 役 高 井 壽 秀
代表執行役社長

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年11月24日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年11月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 栃木県宇都宮市西原町142
宇都宮グランドホテル 1階 平安の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願いいたします。）

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

- | | |
|-------|---|
| 第 1 号 | 第56期（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 第 2 号 | 第56期（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|---------|-------------|
| 第 1 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号議案 | 取締役 7 名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mani.co.jp/>）において周知させていただきます。

また、株主総会終了後、株主の皆様と当社役員との懇談の場を設けておりますので、あわせてご出席くださいますようご案内申し上げます。

第56期期末配当金のお知らせについて

平成27年10月8日開催の当社取締役会において、第56期の期末配当金は、1株当たり41円を、平成27年11月10日（火曜日）を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。

第56期期末配当金は同封の「配当金領収証」により、払渡期間内（平成27年11月10日から平成27年12月11日まで）にお受け取りください。また確定申告の添付書類としてご使用いただける「配当金計算書」を同封しております。

配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込み先について」を同封しております。「配当金計算書」は従来どおり確定申告の添付書類としてご使用いただけます。

株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封しております。確定申告の添付書類としてご使用いただける書類の交付につきましては、お取引の証券会社等へご確認ください。

(添付書類)

事業報告

(平成26年9月1日から平成27年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における医療機器業界は、先進国では医療費抑制政策の厳しさが続いているものの先進医療の導入が進み、新興国では人口の増加及び経済発展に伴う医療インフラの整備が進んでいるため、全体としては引き続き市場の拡大を見込んでおります。一方、当社グループを取り巻く環境は、円安の定着化及び、日本経済の穏やかな回復基調の持続といった追い風はあるものの、新興国及び欧州各国の経済変調、グローバルレベルでの競争激化、病院のコスト削減を求めたグループ購買化等の影響を受け、依然として厳しい状況で推移しております。

このような環境下、当社グループにおきましては、為替の円安定着化に加え、需要の拡大が見込まれる新興国市場において、中国の販売拠点 馬尼(北京)貿易有限公司(当社 100%出資)及びベトナムの販売拠点MANI MEDICAL HANOI CO., LTD. (当社 100%出資)を中心に現地マーケティングの強化を図り、ユーザーニーズの把握及び販売網の整備に努めた結果、アジアをはじめとする新興国市場への売上が好調に推移しました。さらに、新たに当社グループに加わったドイツのSchütz Dental GmbH及びGDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbHの2社(以下、「SDG」という。)の売上が第4四半期連結会計期間より貢献したこと等から大幅増収となりました。

一方、生産面について、海外工場におきましては、ベトナムの生産拠点MANI HANOI CO., LTD. (当社 100%出資)は、品質向上と原価低減を実現するため、生産効率の改善及び顧客への直接出荷体制の確立に努めてまいりました。さらに、将来の受注増加に対応するため、フーエン工場の増築ならびに同工場の近隣に同規模程度の新工場を建築するための調査・検討を進め、土地賃貸借契約を締結いたしました。また、ミャンマーの生産拠点MANI YANGON LTD. (MANI HANOI CO., LTD. 100%出資)は、ベトナム生産拠点への一極集中を回避するため、生産能力増強及びISO13485の認証

取得の準備を進めてまいりました。さらに、ラオスの生産拠点MANI VIENTIANE SOLE. CO., LTD. (MANI HANOI CO., LTD. 100%出資) は、社員の定着化・品質の安定化に努めてまいりました。国内工場におきましては、新製品の量産準備と並行して、海外生産拠点との連携強化に努めてまいりました。

開発面については、引き続き、「世界一の品質」を維持・実現するための生産技術開発・既存製品改良研究を行うとともに、先進国での売上拡大を目指して、継続的に新製品開発を進め、当連結会計年度中の新製品として、「血管ナイフ フルディスポタイプ」「セーフティナイフ」「トロカールキット」「0° ナイフ」「デプスナイフ」(サージカル関連製品)、「ステンレスパーハード・ミドルネック」「エンジン用NiTiファイル」「CAカーバイドバー」「歯科用PGA針付縫合糸」(デンタル関連製品)を発売いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は 13,833百万円(前連結会計年度比20.9%増)、営業利益は 4,178百万円(同7.1%増)、経常利益は 4,346百万円(同7.6%増)、当期純利益は 2,932百万円(同12.5%増)となりました。

② セグメント別状況

(単位：百万円)

セグメントの名称	売 上 高	構 成 比	主 要 製 品
サージカル関連製品	4,465	32.3%	アイド縫合針、針付縫合糸、皮膚縫合器、深部縫合器、骨用のこぎり、血管ナイフ、眼科ナイフ、眼科トロカール
アイレス針関連製品	4,040	29.2%	アイレス縫合針
デンタル関連製品	5,327	38.5%	リーマ・ファイル、クレンザー、ブローチ、ダイヤモンド、カーバイドバー、ステンレスパー、ピースリーマ、カーボランダムポイント、シリコンポイント、歯科用ポスト、歯科用実体顕微鏡、歯科用修復材
合 計	13,833	100.0%	—

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は1,329百万円で、この主なものは国内工場内機械設備（主に新製品生産設備）、開発設備、海外工場投資、海外工場内機械設備投資（主に従来製品生産設備）等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に係る所要資金につきましては、全額自己資金により充当いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

高齢化の進展及び医療技術の高度化は医療費の急増をもたらすことから、先進各国では医療費抑制政策が次々と打ち出されております。これらの医療制度改革に対応すべく、医療機関では低侵襲化治療による入院日数の短縮化、電子カルテ等情報システムの整備、医療機器購買システムの採用等による経営の効率化や経費削減が推し進められ、医療機関のコスト意識はより一層高まっております。また診断・検査機器の充実を図った高度医療機器導入による負担増が、かえって医療機関のコスト削減を迫っております。

医療機器業界におきましては、この影響を今後とも受け続け、国内外とも厳しい状況が続くものと考えられます。一方で感染症予防のための使い捨て化促進、ならびに新技術及び新製品出現による手術の適応拡大に伴う需要の拡大、さらに新興国市場においては、医療インフラの整備及び所得向上による需要の拡大も予想されます。

このような環境におきまして、当社グループは、今後も「世界一の品質」を経営の中核に据え、開発・生産・販売を行ってまいります。売上面については、①新興国のGDP増加、症例数増加に伴う医療機器分野での消耗品需要の増加、ならびに②先進国市場における術式の変化及び手術の適応拡大に伴う新たな医療機器へのニーズの増大をより先鋭な方法で捕捉する施策を実施してまいります。

新興国市場の当面のターゲットは、中国、インド、ASEANといったアジアの成長著しい巨大市場ですが、ベトナム販売子会社 MANI MEDICAL HANOI CO., LTD. 及び中国販売子会社 馬尼（北京）貿易有限公司による地域に根差した販売・マーケティング活動を推進することで、これまで獲得できていなかったセグメントの取り込みを実現すべく努力してまいります。なお、近時は両国市場で広まっていた偽ブランド品も減少傾向にあるなど、着実にその成果を上げております。今後は取扱製品を順次拡大し活動を本格化すると同時に、インド、ASEAN等へも積極的に展開してまいります。また、販売網の再編及びマーケティング力を強化することにより、さらに焦点の合ったユーザーニーズの把握を通じて、売上増加と利益拡大とを実現し、加えて品質の向上につなげていきたいと考えております。

一方、先進国市場向けの売上拡大については、従来をはるかに上回る規模の新製品の開発・投入により実現してまいります。海外生産の拡大に伴い、従来生産業務に従事していた国内要員を、新製品の開発及び「世界一の品質」を揺るぎないものとするための品質研究に振り向けられる環境が整いましたので、今後は、研究開発要員の増強、医師・歯科医師のニーズを汲み上げるマーケティング要員を増強し、医師密着型の製品開発を推進することで、より強固な研究開発体制を構築し、国内拠点の「知識・情報企業」化を加速してまいります。また、海外拠点での一部開発機能の強化も併せて実施します。さらに、エンドユーザー(KOL)に密着した新製品開発を行うSDGを新たに買収したことに伴い、同社の新製品開発ノウハウを吸収するとともに当社製品と同社製品の組み合わせによるクロスR&Dを早期に実現し、先進国市場への新製品投入を加速化してまいります。また、開発には既存製品の品質向上、周辺製品のラインナップ充実といった比較的小型ではあるものの短期間で結果を出せる開発と、開発期間こそ長く、結果を出すのに長期間を要するものの当社取扱製品領域を質量ともに押し広げる新製品の開発とのバランスをとりながら取組んでまいります。こうした先進国市場での新製品の蓄積が、5年後、10年後の新興国市場での売上の増加を担保するために極めて重要であると考えます。

生産面については、国内に若干残っている生産機能の海外移管を進めると同時に、海外生産拠点においては、製品の工程改善や品質マネジメントシステムの定着により「世界一の品質」を揺るぎないものにすると同時に、更なる原価低減により、追加的な利益の捻出に努めてまいります。この追加的な利益により、増加する開発コストや新たなマーケティング戦略に要するコストを賄ってまいります。ベトナム生産拠点であるMANI HANOI CO., LTD. は将来の受注増加に対応するため、フーエン工場の増築に加え、同工場の近隣に同規模程度の新

工場を建設し、生産体制の拡充や製品の安定供給を実現するとともに、生産設備の自動化・省人化を進めることにより、更なる原価低減を図ってまいります。また、ベトナムへの生産の一極集中リスク対応として、ミャンマーのMANI YANGON LTD. 及びラオスのMANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD. においても、相応規模への増強を図ってまいります。

一方、海外でのオペレーションの拡大に伴い、海外拠点におけるガバナンスや内部統制の強化、ひいてはグループ内のコミュニケーションの活性化を通じたグループとしての企業文化の共有・浸透も優先的な課題として認識し、積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 53 期 平成23年9月1日から 平成24年8月31日まで	第 54 期 平成24年9月1日から 平成25年8月31日まで	第 55 期 平成25年9月1日から 平成26年8月31日まで	第56期(当連結会計年度) 平成26年9月1日から 平成27年8月31日まで
売 上 高 (百万円)	9,693	9,342	11,440	13,833
経 常 利 益 (百万円)	3,518	3,271	4,040	4,346
当 期 純 利 益 (百万円)	2,179	2,180	2,606	2,932
1株当たり当期純利益 (円)	191.60	194.97	236.17	88.58
総 資 産 (百万円)	21,242	23,019	26,285	30,940
純 資 産 (百万円)	19,148	20,862	23,370	27,334

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 53 期 平成23年9月1日から 平成24年8月31日まで	第 54 期 平成24年9月1日から 平成25年8月31日まで	第 55 期 平成25年9月1日から 平成26年8月31日まで	第56期(当事業年度) 平成26年9月1日から 平成27年8月31日まで
売 上 高 (百万円)	9,690	9,346	11,444	12,875
経 常 利 益 (百万円)	3,443	3,212	3,834	4,029
当 期 純 利 益 (百万円)	2,108	2,136	2,424	2,788
1株当たり当期純利益 (円)	185.41	191.09	219.68	84.21
総 資 産 (百万円)	21,396	22,222	25,236	28,133
純 資 産 (百万円)	19,400	20,254	22,458	25,062

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により計算しております。
2. 平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
なお、第56期の1株当たり当期純利益は、当該株式分割が期首に行われたものとして計算しております。
3. 第53期(連結)については、サージカル関連製品及びデンタル関連製品が長引く円高等の影響を受けたものの、アイレス針関連製品が大口顧客の在庫調整が一巡し、堅調に推移したこと等により、売上高は前連結会計年度比2.5%増加となりました。
4. 第54期(連結)については、サージカル関連製品は好調に推移したものの、アイレス針関連製品は海外での価格競争の激化、デンタル関連製品は偽ブランド品の影響等により低調に推移したことから、売上高は前連結会計年度比3.6%減少となりました。
5. 第55期(連結)については、円安効果により海外への売上が復調し、国内も順調であったことからすべてのセグメントで増収となり、売上高は前連結会計年度比22.5%増加となりました。
6. 第56期(連結)については、前記「(1)当事業年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
MANI HANOI CO., LTD. (ベトナム)	4,676万米ドル	100%	当社の製品の加工
MANI YANGON LTD. (ミャンマー)	380万米ドル	100% (100)	当社の製品の加工
MANI VIENTIANE SOLE CO., LTD. (ラオス)	300万米ドル	100% (100)	当社の製品の加工
MANI MEDICAL HANOI CO., LTD. (ベトナム)	30万米ドル	100%	当社の製品の販売
馬尼(北京) 貿易有限公司 (中国)	700万元	100%	当社の製品の販売 当社の業務請負
マニー・リソーシズ株式会社	15百万円	100%	当社の業務請負
Schütz Dental GmbH	51千ユーロ	100%	歯科修復材等の販売
GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH	25千ユーロ	100%	歯科修復材等の開発・製造・販売

(注) 1. MANI HANOI CO., LTD.、MANI YANGON LTD.、MANI VIENTIANE SOLE CO., LTD. は、特定子会社に該当しております。

2. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. MANI HANOI CO., LTD. は、MANI YANGON LTD. 及びMANI VIENTIANE SOLE CO., LTD. の議決権の100%を所有しております。

4. 平成27年5月18日にSchütz Dental GmbH及びGDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbHの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(11) 主要な事業内容 (平成27年8月31日現在)

①医療機器の製造販売

②医療機器の輸入販売

③その他上記に付帯する一切の業務

上記医療機器の現状内容は手術用縫合針(アイレス縫合針、アイド縫合針)、手術用針付縫合糸、手術用縫合器、眼科ナイフ、歯科用根管治療機器(リーマ・ファイル等)、歯科用回転切削機器(ダイヤモンド等)、歯科用顕微鏡等装置です。

(12) 主要な営業所及び工場（平成27年8月31日現在）

名 称	所 在 地
当 社	(清原工場) 栃木県宇都宮市清原工業団地8番3 (高根沢工場) 栃木県塩谷郡高根沢町大字中阿久津743番地
MANI HANOI CO.,LTD. (子会社)	(フーエン工場) VIETNAM, THAI NGUYEN Province Pho Yen (ソンコン工場) VIETNAM, THAI NGUYEN Province Song Cong
MANI YANGON LTD. (子会社)	MYANMAR, YANGON
MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD. (子会社)	LAO PDR, VIENTIANE Province
MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD. (子会社)	VIETNAM, THAI NGUYEN Province Pho Yen
馬尼(北京)貿易有限公司 (子会社)	中国北京市
マニー・リソーシズ株式会社 (子会社)	栃木県宇都宮市清原工業団地8番3
Schütz Dental GmbH (子会社)	GERMANY, HESSE
GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH (子会社)	GERMANY, HESSE

(13) 使用人の状況（平成27年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
サージカル関連製品	651 (33) 名	217名減 (18名減)
アイレス針関連製品	1,395 (24) 名	391名増 (18名増)
デンタル関連製品	963 (45) 名	230名増 (14名増)
全 社 (共 通)	347 (10) 名	100名増 (4名減)
合 計	3,356 (112) 名	504名増 (10名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて504名増加しておりますが、その主な理由は MANI HANOICO.,LTD. での生産規模に伴う増員ならびに新たに連結子会社が2社増えたことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
334 (65) 名	8名増 (8名増)	40.6歳	12.5年

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 39,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,879,000株
- (3) 株主数 6,706名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
マニックス株式会社	1,300,000株	11.78%
松谷技研株式会社	630,000	5.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	474,900	4.30
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	423,600	3.84
松 谷 貴 司	355,900	3.22
松 谷 正 光	345,600	3.13
松 谷 正 明	318,800	2.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	290,900	2.64
株 式 会 社 正 光	260,000	2.36
野村信託銀行株式会社（投信口）	232,400	2.11

(注) 1. 上記のほか、自己株式が842,544株あります。

2. 持株比率は自己株式842,544株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の状況（平成27年8月31日現在）

①取締役の状況

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 議 長	松 谷 貫 司	指名委員会委員長 マニックス㈱代表取締役社長 松谷技研㈱代表取締役社長
取 締 役	松 谷 正 明	
取 締 役	高 井 壽 秀	
取 締 役	栗 原 義 一	監査委員会委員長
取 締 役	後 藤 充 宏	報酬委員会委員長 あおば公認会計士共同事務所シニアパートナー ㈱ワイズテーブルコーポレーション監査役
取 締 役	酒 井 清	指名委員会委員、報酬委員会委員 監査委員会委員
取 締 役	桎 智 子	指名委員会委員、報酬委員会委員 監査委員会委員 横山法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役栗原義一氏、後藤充宏氏、酒井清氏、桎智子氏は、社外取締役であります。なお、当社は栗原義一氏、後藤充宏氏、酒井清氏、桎智子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役後藤充宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査委員会の職務を補助するものとして監査委員会室を設置し、重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部監査部門及び執行役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を設置していません。

②執行役の状況

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 会 長	松 谷 正 明	CTO（最高技術責任者）
代 表 執 行 役 社 長	高 井 壽 秀	CEO（最高経営責任者） COO（最高業務執行責任者）
執 行 役	高 瀬 敏 之	CMO（最高製造責任者） MANI HANOI CO., LTD. 取締役会長
執 行 役	高 橋 一 夫	CFO（最高財務責任者） CQO（最高品質責任者）
執 行 役	齊 藤 雅 彦	MANI HANOI CO., LTD. 取締役社長 MANI YANGON LTD. 取締役会長
執 行 役	村 田 英 一	事業開発部長
執 行 役	高 橋 照 男	MANI MEDICAL HANOI CO., LTD. 取締役会長 馬尼（北京）貿易有限公司取締役会長 Schütz Dental GmbH取締役会長 GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH取 締役会長

（注）松谷正明氏、高井壽秀氏は、取締役と執行役を兼務しております。

（2）取締役及び執行役の報酬等の総額

①当事業年度に係る報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 （うち、社外取締役）	6名 (5名)	26,325千円 (16,369千円)
執 行 役	9名	160,719千円
合 計	15名	187,044千円

- （注） 1. 執行役の報酬等の額には、使用人兼務執行役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。なお、期末現在の人員は取締役7名、執行役7名で、取締役のうち2名は執行役を兼務しております。取締役と執行役の兼任者の報酬は取締役としての報酬は支給せず、執行役の欄に執行役としての総額を記入しております。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額12,790千円が含まれております。

②当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成26年11月22日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任した執行役2名に対して、役員退職慰労金9,444千円を支払っております。

(3) 取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

①基本方針

当社は、「企業価値向上のための当社に適した人材の確保に必要な報酬水準」を基本方針として、報酬委員会の役割・構成を次のように決定する。

(i) 役割

報酬委員会は「企業価値向上のための当社に適した取締役及び執行役の確保に必要な報酬水準を設定するとともに、インセンティブを付与する報酬体系を構築し、透明で適正な運用を行うことにより、当社の業績向上に資する」ことを役割とする。

(ii) 構成

報酬委員会は当社の3名以上5名以下の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役で構成する。

②取締役報酬に関する方針

取締役報酬は、基本報酬により構成する。基本報酬は、委任する仕事量相当額とする。また、退職慰労金制度を設けない。

但し、執行役を兼務する場合は、取締役としての報酬は支給しない。

③執行役報酬に関する方針

執行役報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成する。基本報酬は、当社経営環境・他社水準などを考慮して仕事に打ち込むに必要かつ十分な額とする。業績連動報酬は、売上・経常利益に関する複数の評価指標の達成度に応じて支給する。また、執行役の退職に際しては、役員退職慰労金を支給する。

④インセンティブプラン

インセンティブプランとして、パフォーマンスユニット制度を設定する。この制度は、役職・職責に応じて報酬委員会において審議決定する。

⑤透明性の確保

透明性を確保するために、取締役・執行役の個別報酬については開示基準に則り開示する。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・後藤充宏氏は、あおば公認会計士共同事務所のシニアパートナー及び㈱ワイズテーブルコーポレーションの監査役を兼務しております。当社とあおば公認会計士共同事務所及び㈱ワイズテーブルコーポレーションとの間には特別の関係はありません。
- ・桎智子氏は、横山法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と横山法律事務所との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	栗 原 義 一	当事業年度開催の取締役会、監査委員会のすべてに出席し、会社経営経験者及び監査委員会委員長としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。
取 締 役	後 藤 充 宏	当事業年度開催の取締役会、報酬委員会のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。
取 締 役	酒 井 清	当事業年度開催の取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会のすべてに出席し、会社役員及び研究開発・経営企画の統括経験者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。
取 締 役	桎 智 子	取締役就任後開催の取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,100千円

- (注) 1. 当社の子会社であるMANI HANOI CO.,LTD.、MANI YANGON LTD.、MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.、MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.、Schütz Dental GmbH、GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbHは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらに相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、社内システム構築にかかるアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査委員会は、企業不祥事を防ぐ方法のひとつとして、会計監査人との間で良好な緊張関係を維持しつつ、会計監査を受ける環境を整備するために、同一の会計監査人による監査期間5～7年で会計監査人を変更することを基本方針としております。

また、会計監査人の選任にあたっては、適切かつ効率的な監査が実施できる能力と人材の基準を満たした公認会計士の属する監査法人を選任することとし、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合、及び会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任とする議案を株主総会に提出します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%程度とすることを基本とし、中長期的には連結配当性向40%を目指しております。内部留保資金は顧客満足度向上のための品質研究投資、新製品・新技術開発のための研究開発投資、その新製品の生産設備投資、コスト競争力を高めるための海外生産拠点投資と国内合理化投資に継続的に充てております。

当期の配当につきましては、当期業績を勘案しつつもこの方針に基づき、1株当たり80円（中間配当39円、期末配当41円）と決定させていただきました。

また、当社は平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますので、次期の配当につきましては、この方針及び業績見通しを勘案し、1株当たり30円（中間配当15円、期末配当15円）とする予定であります。これを株式分割前の基準で換算すると10円増加の1株当たり90円となります。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会が決議した内容の概要は以下のとおりです。

①当社の執行役及び使用人ならびに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの経営基本方針にある「順法精神」及び行動規範にある「Integrity（誠実さ）」を全社朝礼等で繰り返し伝えることにより、法令順守をあらゆる企業活動の前提とすることを当社グループ社員に徹底する。また、子会社の規模及び業態等に応じて「内部通報制度運用規程」、「内部監査規程」、「職務権限規程」を整備し、運用管理する。さらに、コンプライアンス体制については、「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、そのマニュアルについて研修を実施する。

②当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務遂行に係る情報を文書（電磁的媒体・電子メールを含む。）で保存する。取締役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。また、「執行役規程」、「書類管理規程」により運用管理する。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理担当執行役を選任し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するため、適切な情報伝達と緊急体制を整備する。各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行う。また、「内部通報制度運用規程」、「内部監査規程」、「海外子会社安全確保規程」、ISO13485（品質）、ISO14001（環境）、OHSAS18001（労働安全衛生）における危機管理関係規定等により運用管理する。

④当社の執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」、「執行役規程」により運用管理する。また、代表執行役社長は、執行役部長会審議、取締役会審議承認を経て事業年度毎に当社グループ全体の方針目標を定め、それを各執行役及び各部長に伝達し、各部長、各課長及び子会社関係者は、その目標（予算を含む。）達成のために「職務権限規程」等の社内規定に従い各部門の具体的目標を立案し、効率的な達成の方法を定める。それを執行役部長会が定期的に進捗をレビューし、また取締役会が業務チェック（法令順守・業務効率）を実施し、改善を促すなど、全社的な業務の効率化を実現する。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ各社間での情報の共有化・指示・伝達等は常時電子メールにより行い、子会社の財務状況その他の重要な情報については、当社へ定期的な報告を義務づける。また、当社及び子会社から成る企業集団の機能又は業務区分毎に、それぞれの責任を負う執行役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任をこれに与え、本社の内部監査人室及び監査委員会が主体となる内部監査を適時実施し、内部統制の改善策の指導、支援を行う。また、「執行役規程」、「海外子会社管理規程」、「内部監査規程」により運用管理する。

⑥当社監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により運用管理する。

⑦前号の使用人の当社執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき使用人の人事考課ならびに転入及び転出は監査委員会の事前同意を要するものとし、当該使用人が職務を執行するうえで不当な制約を受けることがないよう配慮する。また、監査委員会の職務を補助すべき使用人は、他部署を兼務せず、専ら監査委員会の指揮命令に従う。また、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により運用管理する。

⑧当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人、ならびに子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制

当社グループ社員は、当社監査委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査委員会に対して報告を行う。さらに、当社の内部監査人室は、定期的に当社監査委員会に対して報告を行い、当社グループにおける内部監査の状況等を報告する。また、「監査委員会に対する報告に関する規程」により運用管理する。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査委員会へ報告を行った当社グループ社員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ社員に周知する。また、子会社の規模及び業態等に応じて「内部通報制度運用規程」を整備し、運用管理する。

⑩監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査委員会がその職務の執行について、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査委員会は、必要に応じて取締役会毎に報告し、意見交換をする。また、監査委員は、執行役からの四半期毎の報告を取締役会で聴取する。監査委員には会社役員経験者、弁護士等を選任し、監査業務に関し適正な運営を担保する。さらに、関連する規程「監査委員会規程」、「監査委員会に対する報告に関する規程」、「執行役規程」により運用管理する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当該基本方針については毎年取締役会にてレビューを行うなど、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

また、コンプライアンス意識の向上のため、全社員を対象に研修を実施し、法令順守ならびに内部通報制度の適切な運用について教育を行いました。さらに、「コンプライアンス・マニュアル」及び「行動規範」を全社朝礼等で繰り返し伝えること等により、当社の経営基本方針に定める順法精神があらゆる企業活動の前提となることを周知・徹底しております。

リスク管理体制については、危機管理担当執行役を選任し、経営に重要な影響を与えるリスクへの対応を図る体制をとっており、その対応状況については、執行役部長会及び取締役会でフォローしております。

7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は医療機器メーカーとしての相応の事業規模を有するにいたっており、その事業範囲も、手術用医療機器関連製品の提供、糸メーカーへの手術用縫合針の供給、歯科医療機器関連製品の提供と比較的広い範囲に及び、また、海外での生産を拡大し、輸出比率（売上全体に占める海外売上割合）も高くなる等、グローバルな業務の展開を行っております。製品の高い品質を通じたエンドユーザーである医師との長期的かつ永続的な信頼関係の維持こそがこうしたオペレーションを支える原点であるだけに、必然的に長期的、グローバルな視野に立った経営が不可欠となります。

したがって、当社株式買付の提案を受けた場合に、その買付が近視眼的な視野に立っていないか等、当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、当社の有形無形の経営資源、ステークホルダーに与える影響とそれが企業価値に及ぼす影響、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機結合により実現され得るシナジー効果、当社の実情等につき十分に把握する必要があると考えております。

勿論、当社は、当社支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えており、株式の大規模買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

当社取締役会は、上記に鑑みて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

また、当社の株主構成は現経営陣による安定的な状況となっているものの、当社役員等の発行済株式に占める保有割合は低下しております。中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規事業への投資等に伴う資金調達的手段として、又は自己資本の充実のため資本市場における資金調達もひとつの選択肢として考えられ、これらを実施する場合には当社役員等の持株比率がさらに低下する可能性もあります。その他、今後他社と業務資本提携を行う等の事由で株主構成が変化する可能性も否定はできませんし、役員の変動等によって持株比率が低下する可能性もあり、また、大株主である役員等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって、現在の安定的な株主構成を維持できない事態も起こり得るものと考えております。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する不適切な買付により企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するためには、対応策として買収防衛策の導入が必要であると判断いたしました。

②不適切な支配の防止のための取組み

当社は、上述の基本的考え方につき株主の皆様のご承認をいただき、平成19年11月21日開催の定時株主総会において導入した当社株式の大規模買付行為への対応方針を、若干の修正を加えたうえで継続いたしております。

本対応策は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付又は公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。一方、当社取締役会は独立性の高い3名以上の社外取締役のみで構成する特別委員会を設置し、特別委員会は外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の検討、株主の皆様への情報開示と代表執行役の提示した代替案の開示、買付者との交渉等を行います。買付者が本対応策の手続を順守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると特別委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施）を取締役に勧告し、その勧告を受けた取締役会は、対抗措置発動についての承認を議案とする株主総会を開催し株主の皆様意思を確認することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保します。

なお、本対応策の詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mani.co.jp/>）の平成25年10月22日付発表分に掲載しております。

③不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、以下の理由から、本対応策が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

ア．株主意思の反映

本対応策は、その基本的考え方については、平成25年11月22日開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に導入しております。また大規模買付行為を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきという方針で貫かれており、特別委員会により対抗措置を発動すべきとの勧告が取締役会に出された場合にも、同様にその勧告により株主総会が招集され、株主の皆様の決議によりはじめて発動が可能となります。

イ．独立性の高い社外者の判断と情報開示

当社は委員会設置会社であり、当社の執行役を監督する立場にある３名以上の独立性の高い社外取締役のみからなる特別委員会を構成することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握したうえで、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

さらに、特別委員会の判断の透明性を高めるため、大規模買付者から提出された大規模買付意向表明書の概要、大規模買付者の買付内容に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対しすみやかに情報開示を行います。

ウ．本対応策発動のための合理的な客観的要件の設定

本対応策は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動の勧告がなされないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させております。これにより、当社経営陣による恣意的な発動を防止します。

エ．第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

連結貸借対照表

(平成27年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	【15,073,922】	流 動 負 債	【2,563,018】
現 金 及 び 預 金	5,015,894	買 掛 金	252,543
受取手形及び売掛金	2,938,729	未 払 金	638,127
有 価 証 券	1,438,521	未 払 法 人 税 等	775,913
商 品 及 び 製 品	1,751,060	賞 与 引 当 金	434,605
仕 掛 品	1,991,853	そ の 他	461,828
原材料及び貯蔵品	1,232,807	固 定 負 債	【1,042,741】
繰 延 税 金 資 産	248,209	繰 延 税 金 負 債	671,614
そ の 他	487,821	役員退職慰労引当金	83,500
貸 倒 引 当 金	△30,973	退職給付に係る負債	268,726
固 定 資 産	【15,866,717】	そ の 他	18,900
(有形固定資産)	(8,866,785)	負 債 合 計	3,605,759
建 物 及 び 構 築 物	3,317,389	純 資 産 の 部	
機械装置及び運搬具	3,544,112	株 主 資 本	【24,151,115】
工 具 器 具 備 品	249,290	資 本 金	988,731
土 地	1,146,656	資 本 剩 余 金	1,036,311
建 設 仮 勘 定	609,337	利 益 剩 余 金	24,709,323
(無形固定資産)	(1,797,200)	自 己 株 式	△2,583,251
の れ ん	1,685,642	その他の包括利益累計額	【3,183,765】
ソ フ ト ウ ェ ア	38,183	その他有価証券評価差額金	1,678,051
そ の 他	73,375	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,517,413
(投資その他の資産)	(5,202,731)	退職給付に係る調整累計額	△11,698
投 資 有 価 証 券	4,923,681	純 資 産 合 計	27,334,880
繰 延 税 金 資 産	13,104	負 債 純 資 産 合 計	30,940,640
保 険 積 立 金	256,693		
そ の 他	11,936		
貸 倒 引 当 金	△2,684		
資 産 合 計	30,940,640		

連 結 損 益 計 算 書

(平成26年 9 月 1 日から
平成27年 8 月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,833,155
売 上 原 価		5,568,192
売 上 総 利 益		8,264,962
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,086,615
営 業 利 益		4,178,347
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	52,817	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	33,092	
為 替 差 益	51,141	
そ の 他	38,548	175,599
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,892	
そ の 他	5,999	7,891
経 常 利 益		4,346,054
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	21,216	
固 定 資 産 売 却 益	1,473	22,690
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,972	3,972
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,364,772
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,448,389	
法 人 税 等 調 整 額	△16,494	1,431,895
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		2,932,876
当 期 純 利 益		2,932,876

連結株主資本等変動計算書

(平成26年9月1日から
平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	988,731	1,036,311	22,696,468	△2,583,251	22,138,260
会計方針の変更による累積的影響額			△59,178		△59,178
会計方針の変更を反映した当期首残高	988,731	1,036,311	22,637,290	△2,583,251	22,079,082
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△860,843		△860,843
当 期 純 利 益			2,932,876		2,932,876
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,072,033	－	2,072,033
当 期 末 残 高	988,731	1,036,311	24,709,323	△2,583,251	24,151,115

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	942,131	297,002	△6,695	1,232,439	23,370,699
会計方針の変更による累積的影響額					△59,178
会計方針の変更を反映した当期首残高	942,131	297,002	△6,695	1,232,439	23,311,521
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△860,843
当 期 純 利 益					2,932,876
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	735,919	1,220,410	△5,003	1,951,326	1,951,326
連結会計年度中の変動額合計	735,919	1,220,410	△5,003	1,951,326	4,023,359
当 期 末 残 高	1,678,051	1,517,413	△11,698	3,183,765	27,334,880

【連結注記表】

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 記載金額につきましては、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-----------|---|
| ①連結子会社の数 | 8 社 |
| ②連結子会社の名称 | MANI HANOI CO., LTD.
MANI YANGON LTD.
MANI VIENTIANE SOLE. CO., LTD.
MANI MEDICAL HANOI CO., LTD.
馬尼（北京）貿易有限公司
Schütz Dental GmbH
GDF Gesellschaft für dentale Forschung und
Innovationen GmbH
マニー・リソーシズ(株) |

当連結会計年度において、Schütz Dental GmbH 及びGDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbHの全株式を取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を平成27年3月31日としております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちMANI HANOI CO., LTD.、MANI VIENTIANE SOLE. CO., LTD.、MANI MEDICAL HANOI CO., LTD.、Schütz Dental GmbH、GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbHの決算日は平成27年6月30日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

また、連結子会社のうちMANI YANGON LTD. の決算日は平成27年3月31日及び馬尼（北京）貿易有限公司の決算日は平成26年12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、平成27年6月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

ただし、平成27年7月1日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。なお、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～40年

機械装置及び運搬具 4～20年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、当社及び国内連結子会社の自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき、在外連結子会社については、所在地国の会計基準の規定に基づいております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7年間の定額法により償却を行っております。

⑥その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が91,572千円増加し、利益剰余金が59,178千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

8,490,587千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当社は、平成27年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は、株式分割前の株式数を基準としております。

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	11,879,000株	—	—	11,879,000株
合 計	11,879,000株	—	—	11,879,000株
自己株式				
普通株式	842,544株	—	—	842,544株
合 計	842,544株	—	—	842,544株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年10月8日 取締役会	普通株式	430,421	39	平成26年8月31日	平成26年11月10日
平成27年3月17日 取締役会	普通株式	430,421	39	平成27年2月28日	平成27年5月7日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年10月8日 取締役会	普通株式	452,494	利益剰余金	41	平成27年8月31日	平成27年11月10日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。外貨資金の調達に当たっては、過度な為替変動リスクをとらないことを前提に先物為替予約を行うことがあります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

先物為替予約以外のデリバティブ取引は、資金運用を目的としており、投機的取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨預金及び外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、債券には、組込デリバティブと一体処理した複合金融商品が含まれております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金管理規程に従い営業債権について、各事業部における営業課が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の売掛金管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、主に資産運用規程により運用基準を設定し、信用リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用に当たっては、信用度の高い金融機関に限定しているため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと判断しております。

ロ.市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨預金及び外貨建債権債務について通貨別に定期的な管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、主に資産運用規程に基づき定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市場や取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社のデリバティブ取引は、執行役部長会にて決定し、資金運用部門にて執行・管理をしており、取引状況及び結果等については定期的に執行役部長会に報告しております。

ハ.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理課が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日における営業債権のうち32.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注)2. 参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,015,894	5,015,894	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,938,729		
貸倒引当金(*1)	△30,971		
受取手形及び売掛金 (純額)	2,907,757	2,907,757	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	6,201,534	6,201,534	-
資産計	14,125,186	14,125,186	-
(1) 買掛金(*2)	(252,543)	(252,543)	-
(2) 未払金(*2)	(638,127)	(638,127)	-
(3) 未払法人税等(*2)	(775,913)	(775,913)	-
負債計(*2)	(1,666,584)	(1,666,584)	-
デリバティブ取引(*3)	-	-	-

(*1)受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2)負債に計上されているものについては、()で記載しております。

(*3)デリバティブ取引の時価については組込デリバティブであり、合理的に区分して測定できないため当該複合金融商品全体を時価評価し、「(3)有価証券及び投資有価証券」の時価に含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、公社債投資信託の受益証券等については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

組込デリバティブの時価を区分して測定できない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、「(3)有価証券及び投資有価証券」に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資事業有限責任組合出資金	160,668
合 計	160,668

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,015,894	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,938,729	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	600,120	334,803
合 計	7,954,623	—	600,120	334,803

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 825.59円

1株当たり当期純利益 88.58円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 当社は、平成27年7月8日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	2,932,876千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純利益	2,932,876千円
普通株式の期中平均株式数	33,109千株

6. 重要な後発事象に関する注記

株式分割

当社は、平成27年7月8日開催の取締役会の決議に基づき、次のように株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

投資家にとってより投資しやすい環境を整えるため、株式分割により投資単位を引下げ、結果として、株式の流動性向上及び投資家層の拡大を目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

平成27年8月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	11,879,000株
今回の分割により増加する株式数	23,758,000株
株式分割後の発行済株式総数	35,637,000株
株式分割後の発行可能株式総数	118,800,000株

③分割の日程

基準日公告日	平成27年8月10日（月）
基準日	平成27年8月31日（月）
効力発生日	平成27年9月1日（火）

④その他

イ. 資本金の金額の変更

今回の株式分割に際して、当社の資本金の額に変更はありません。

ロ. 配当について

今回の株式分割は、平成27年9月1日を効力発生日としておりますので、平成27年8月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年10月19日

マ ニ ー 株 式 会 社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上 林 三子雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 山 宗 武 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白 取 一 仁 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マニー株式会社の平成26年9月1日から平成27年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含めて全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第56期事業年度における連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年10月20日

マニー株式会社 監査委員会

監査委員長 栗原 義一 ㊟

監査委員 酒井 清 ㊟

監査委員 梶 智子 ㊟

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

貸 借 対 照 表

(平成27年 8 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	【12,325,600】	流 動 負 債	【2,076,484】
現 金 及 び 預 金	3,851,590	買 掛 金	413,874
受 取 手 形	255,786	未 払 金	556,156
売 掛 金	2,077,520	未 払 費 用	78,686
有 価 証 券	1,438,521	未 払 法 人 税 等	668,878
製 品	1,104,892	前 受 金	62,493
仕 掛 品	1,538,472	預 り 金	11,349
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	762,617	賞 与 引 当 金	285,046
前 渡 金	22,939	固 定 負 債	【994,859】
前 払 費 用	63,129	繰 延 税 金 負 債	677,135
繰 延 税 金 資 産	205,412	退 職 給 付 引 当 金	215,323
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	763,160	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	83,500
未 収 入 金	34,430	預 り 保 証 金	18,900
そ の 他	211,825		
貸 倒 引 当 金	△4,700	負 債 合 計	3,071,343
固 定 資 産	【15,807,917】	純 資 産 の 部	
(有 形 固 定 資 産)	(3,566,934)	株 主 資 本	【23,384,122】
建 物	1,567,137	(資 本 金)	(988,731)
構 築 物	53,584	(資 本 剰 余 金)	(1,036,311)
機 械 装 置	583,508	資 本 準 備 金	1,036,311
車 両 運 搬 具	2,891	(利 益 剰 余 金)	(23,942,330)
工 具 器 具 備 品	109,394	利 益 準 備 金	91,833
土 地	1,146,656	そ の 他 利 益 剰 余 金	23,850,496
建 設 仮 勘 定	103,760	別 途 積 立 金	21,065,000
(無 形 固 定 資 産)	(15,675)	繰 越 利 益 剰 余 金	2,785,496
ソ フ ト ウ ェ ア	12,368	(自 己 株 式)	(△2,583,251)
そ の 他	3,307	評 価 ・ 換 算 差 額 等	【1,678,051】
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(12,225,307)	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,678,051
投 資 有 価 証 券	4,923,681	純 資 産 合 計	25,062,173
関 係 会 社 株 式	7,040,800	負 債 純 資 産 合 計	28,133,517
保 険 積 立 金	255,964		
そ の 他	7,544		
貸 倒 引 当 金	△2,684		
資 産 合 計	28,133,517		

損 益 計 算 書

(平成26年 9月1日から
平成27年 8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,875,814
売 上 原 価		5,862,315
売 上 総 利 益		7,013,499
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,138,485
営 業 利 益		3,875,013
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	54,089	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	33,092	
為 替 差 益	55,196	
そ の 他	12,260	154,639
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	147	
そ の 他	39	187
経 常 利 益		4,029,466
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	21,186	
固 定 資 産 売 却 益	1,473	22,659
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,501	1,501
税 引 前 当 期 純 利 益		4,050,624
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,262,000	
法 人 税 等 調 整 額	404	1,262,404
当 期 純 利 益		2,788,219

株主資本等変動計算書

(平成26年9月1日から)
(平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
					別 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	988,731	1,036,311	1,036,311	91,833	19,465,000	2,517,298	22,074,132	△2,583,251	21,515,924
会計方針の変更による 累 積 の 影 響 額						△59,178	△59,178		△59,178
会計方針の変更を反映 した当期首残高	988,731	1,036,311	1,036,311	91,833	19,465,000	2,458,120	22,014,954	△2,583,251	21,456,746
事業年度中の変動額									
別途積立金の横立					1,600,000	△1,600,000	－		－
剰余金の配当						△860,843	△860,843		△860,843
当 期 純 利 益						2,788,219	2,788,219		2,788,219
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	1,600,000	327,376	1,927,376	－	1,927,376
当 期 末 残 高	988,731	1,036,311	1,036,311	91,833	21,065,000	2,785,496	23,942,330	△2,583,251	23,384,122

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	942,131	942,131	22,458,056
会計方針の変更による 累積的影響額			△59,178
会計方針の変更を反映 した当期首残高	942,131	942,131	22,398,878
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△860,843
当期純利益			2,788,219
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	735,919	735,919	735,919
事業年度中の変動額合計	735,919	735,919	2,663,295
当 期 末 残 高	1,678,051	1,678,051	25,062,173

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 記載金額につきましては、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。なお、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

15～31年

機械装置

7年

②無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が91,572千円増加し、利益剰余金が59,178千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「その他流動資産」に含めておりました「関係会社短期貸付金」(前事業年度46,683千円)は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,245,921千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	51,568千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	321,214千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引の取引高	3,832,276千円
営業取引以外の取引高	364,273千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
自 己 株 式				
普 通 株 式	842,544株	—	—	842,544株
合 計	842,544株	—	—	842,544株

(注) 当社は、平成27年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しておりますが、上記自己株式数は、株式分割前の株式数を記載しております。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

[流動資産]

未払事業税等否認	55,063千円
賞与引当金否認	108,418千円
棚卸資産評価損否認	22,831千円
その他	19,099千円
流動資産小計	205,412千円

[固定資産]

役員退職慰労引当金否認	26,770千円
退職給付引当金否認	69,032千円
その他	18,912千円
固定資産小計	114,714千円
繰延税金資産合計	320,127千円

繰延税金負債

[固定負債]

その他有価証券評価差額金	△791,850千円
固定負債小計	△791,850千円
繰延税金負債合計	△791,850千円
繰延税金資産純額	△471,722千円

(2) 実効税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の35.4%から平成27年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は、54,122千円減少し、その他有価証券評価差額金が81,877千円増加するとともに、法人税等調整額が27,754千円増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円) (注) 4	科目	期末残高 (千円) (注) 4
子会社	MANI HA NOI CO., LTD.	(所有) 直接 100	当社の製品の加工 役員の兼任	外注加工費(注) 1	3, 103, 716	買掛金	285, 788
				消耗品等の代理購買(注) 2	282, 867	未収入金	24, 693
				増資の引受(注) 3	471, 035	—	—
子会社	Schütz Dental GmbH	(所有) 直接 100	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注) 4	492, 996	関係会社短期貸付金	495, 802
子会社	GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH	(所有) 直接 100	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注) 4	265, 844	関係会社短期貸付金	267, 357

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 消耗品等の代理購買については、購入価格を勘案して価格を決定しております。
3. 当社が、増資として資金出資を引受けたものであります。
4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
5. 取引金額及び期末残高には、消費税等を含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 756.95円

1株当たり当期純利益 84.21円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 当社は、平成27年7月8日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	2,788,219千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	2,788,219千円
普通株式の期中平均株式数	33,109千株

8. 重要な後発事象に関する注記

株式分割

当社は、平成27年7月8日開催の取締役会の決議に基づき、次のように株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

投資家にとってより投資しやすい環境を整えるため、株式分割により投資単位を引下げ、結果として、株式の流動性向上及び投資家層の拡大を目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

平成27年8月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	11,879,000株
今回の分割により増加する株式数	23,758,000株
株式分割後の発行済株式総数	35,637,000株
株式分割後の発行可能株式総数	118,800,000株

③分割の日程

基準日公告日	平成27年8月10日（月）
基準日	平成27年8月31日（月）
効力発生日	平成27年9月1日（火）

④その他

イ. 資本金の金額の変更

今回の株式分割に際して、当社の資本金の額に変更はありません。

ロ. 配当について

今回の株式分割は、平成27年9月1日を効力発生日としておりますので、平成27年8月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年10月19日

マ ニ ー 株 式 会 社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 林 三子雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 山 宗 武	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白 取 一 仁	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マニー株式会社の平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含めて全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第56期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年10月20日

マニー株式会社 監査委員会

監査委員長 栗 原 義 一 ㊞

監 査 委 員 酒 井 清 ㊞

監 査 委 員 柁 智 子 ㊞

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 委員会設置会社の名称変更

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」という。）が平成27年5月1日に施行され、「委員会設置会社」の名称が「指名委員会等設置会社」へと変更されたことに伴い、定款第5条に所要の変更を行うものであります。

(2) 代表執行役を兼務する取締役に事故があった場合の株主総会招集権者及び議長の変更

株主総会を柔軟かつ円滑に実施・運営するため、代表執行役を兼務する取締役に事故があった場合に、執行役を兼務しない取締役も株主総会の招集権者及び議長になれるよう、定款第17条に所要の変更を行うものであります。

(3) 責任限定契約の対象となる要件の変更

改正会社法が施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第37条に所要の変更を行うものであります。

なお、本変更については、各監査委員の同意を得ております。

(4) 執行役会長選任に関する規定の整理

定款第48条に規定する執行役会長の選任について、定款第50条にも規定が存在し、内容が重複していることから、文言を整理するため、定款第48条に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(委員会設置会社) 第5条 当社は、 <u>委員会設置会社</u> として、取締役会、委員会および会計監査人ならびに執行役を置く。	(委員会設置会社) 第5条 当社は、 <u>指名委員会等設置会社</u> として、取締役会、委員会および会計監査人ならびに執行役を置く。

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第17条 (条 文 省 略) 2 代表執行役を兼務する取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の<u>執行役を兼務する</u>取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (取締役の責任免除) 第37条 (条 文 省 略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額（報酬等の2年分）のいずれか高い額とする。 (執行役・代表執行役・執行役会長の選任) 第48条 執行役、代表執行役及び執行役会長は、取締役会の決議により選任する。	(招集権者および議長) 第17条 (現行のとおり) 2 代表執行役を兼務する取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (取締役の責任免除) 第37条 (現行のとおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額（報酬等の2年分）のいずれか高い額とする。 (執行役・代表執行役の選任) 第48条 執行役、代表執行役は、取締役会の決議により選任する。

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役7名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

各候補者の顔写真及び抱負を、当社ウェブサイト《アドレス <http://www.mani.co.jp>》にて掲載いたしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まつたに かんじ 松谷 貴司 (昭和15年7月22日生)	昭和39年4月 ㈱松谷製作所（現マニー㈱）入社 昭和40年10月 当社専務取締役就任 昭和44年5月 当社代表取締役専務就任 昭和61年11月 当社代表取締役社長就任 平成3年8月 マニックス㈱代表取締役社長就任（現任） 平成8年5月 MANI-MEINF A CO., LTD. 取締役会長就任 平成11年9月 MANI YANGON LTD. 取締役会長就任 平成15年2月 MANI HANOI CO., LTD. 取締役会長就任 平成16年11月 当社取締役会会長兼代表執行役社長就任 平成18年11月 当社取締役会議長兼代表執行役社長就任 平成19年11月 当社取締役会議長兼代表執行役会長就任 平成22年11月 当社取締役会議長兼執行役会長就任 平成24年11月 松谷技研㈱代表取締役社長就任（現任） 平成25年11月 当社取締役会議長就任（現任）	355,900株
2	まつたに まさあき 松谷 正明 (昭和28年11月15日生)	昭和55年4月 ㈱鳥羽洋行入社 昭和58年5月 ㈱松谷製作所（現マニー㈱）入社 平成3年8月 マニックス㈱取締役就任（現任） 平成3年11月 当社取締役就任 平成6年4月 当社アイレス部長兼清原工場長 平成15年11月 当社サージカル部長兼清原工場長 平成16年11月 当社執行役常務就任 平成18年11月 当社執行役専務就任 平成19年11月 MANI HANOI CO., LTD. 取締役会長就任 MANI YANGON LTD. 取締役会長就任 MANI-MEINF A CO., LTD. 取締役会長就任 当社取締役兼代表執行役社長就任 平成20年12月 MANI VIENTIANE CO., LTD. (現 MANI VIENTIANE SOLE. CO., LTD.) 取締役会長就任 平成22年3月 MANI MEDICAL HANOI CO., LTD. 取締役就任 平成23年8月 MANI HANOI CO., LTD. 取締役就任 平成25年11月 当社取締役兼執行役会長就任（現任）	318,800株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
3	た かい としひで 高 井 壽 秀 (昭和27年7月20日生)	昭和52年4月 ㈱日本不動産銀行(元㈱日本債券信用銀行、 現㈱あおぞら銀行) 入行 平成13年6月 ㈱あおぞら銀行人事部付あおぞら債権回収 ㈱常務取締役就任 平成18年10月 当社顧問就任 平成18年11月 当社執行役常務兼経営企画部長就任 平成19年11月 当社執行役常務就任 平成20年11月 当社執行役専務就任 平成21年8月 MANI VIENTIANE CO., LTD. (現 MANI VIENTIANE SOLE CO., LTD.) 取締役就任 平成22年3月 MANI MEDICAL HANOI CO., LTD. 取締役就任 マニー・リソーシズ㈱取締役会長就任 平成22年9月 MANI YANGON LTD. 取締役就任 平成23年4月 マニー・リソーシズ㈱取締役社長就任 平成23年8月 MANI HANOI CO., LTD. 取締役就任 (現任) 平成23年11月 当社執行役副社長就任 平成24年9月 馬尼(北京)貿易有限公司監事就任 平成25年11月 当社取締役兼代表執行役社長就任(現任) 平成25年12月 マニー・リソーシズ㈱取締役就任(現任)	3,400株
4	くりはら よしかず 栗 原 義 一 (昭和24年11月21日生)	昭和55年7月 栃木富士産業㈱(現ジーケーエヌ ドライブ ライン ジャパン㈱) 入社 平成4年6月 同社代表取締役社長就任 平成16年1月 ㈱ジーケーエヌ・ジャパン(現ジーケーエ ヌ ドライブライン ジャパン㈱) 代表取締 役就任 平成16年6月 栃木富士産業㈱代表取締役会長兼CEO就任 平成16年10月 栃木県教育委員会委員 平成22年11月 当社取締役就任(現任)	1,000株
5	ごとう みつひろ 後 藤 充 宏 (昭和34年7月31日生)	昭和61年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査 法人) 入所 平成6年12月 公認会計士登録 平成12年12月 後藤充宏公認会計士事務所設立 平成14年5月 ㈱ワイズテーブルコーポレーション監査役 就任(現任) 平成18年10月 税理士登録 平成23年4月 あおば公認会計士共同事務所シニアパー トナー就任(現任) 平成23年11月 当社取締役就任(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	さかい きよし 酒井 清 (昭和20年12月25日生)	昭和45年4月 ㈱リコー入社 平成8年1月 同社経営企画室長 平成8年6月 同社取締役就任 平成11年4月 同社研究開発本部長 平成12年6月 同社執行役員就任 平成14年6月 同社常務取締役就任 平成17年6月 同社常務執行役員就任 平成18年6月 同社取締役兼専務執行役員就任 平成20年4月 RICOH INNOVATION, INC. 取締役社長就任 平成25年11月 当社取締役就任(現任)	0株
7	まさき ともこ 榎 智子 (昭和56年12月18日生)	平成20年12月 栃木県弁護士会に弁護士登録 平成21年12月 横山法律事務所勤務(現任) 平成23年4月 栃木県景観審議会委員(現任) 平成24年4月 帝京大学非常勤講師 平成26年11月 当社取締役就任(現任) 平成27年4月 栃木県警察学校講師(現任)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 栗原義一氏、後藤充宏氏、酒井清氏、榎智子氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。

- (1) 栗原義一氏につきましては、会社経営者を務めた豊富なビジネス経験と経営手法などの幅広い知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として会社経営の見地から当社取締役会の適切な意思決定の確保につながるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 後藤充宏氏につきましては、公認会計士としての豊富な経験と会計に関する高度な専門知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として会計の見地から当社取締役会の適切な意思決定の確保及び内部統制システムの強化につながるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 酒井清氏につきましては、会社役員及び研究開発・経営企画の統括を務めた豊富なビジネス経験と幅広い知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として研究開発の見地から当社取締役会の一層の活性化につながるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (4) 榎智子氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と労働問題などに関する高度な専門知識を当社経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として法律及び多様性見地から当社取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保につながるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 栗原義一氏、後藤充宏氏、酒井清氏、桎智子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって栗原義一氏が5年、後藤充宏氏が4年、酒井清氏が2年、桎智子氏が1年になります。
5. 当社は、栗原義一氏、後藤充宏氏、酒井清氏、桎智子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。さらに、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件といたしまして、松谷貫司氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 後藤充宏氏及び桎智子氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与していない者に該当いたしますが、後藤充宏氏につきましては上記3.(2)の理由、また、桎智子氏につきましては同(4)の理由、及び当社の指名委員会が規定した「社外取締役候補者選考基準」に照らした上で、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
7. 当社は、栗原義一氏、後藤充宏氏、酒井清氏、桎智子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。

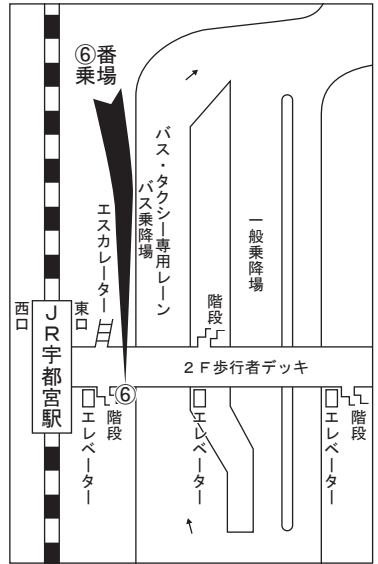
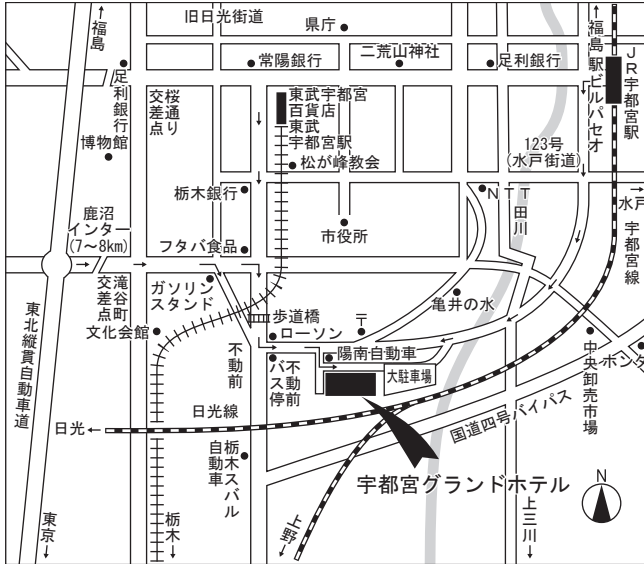
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

所在地 栃木県宇都宮市西原町142
開催場所 宇都宮グランドホテル 1階 平安の間
電話 028(635)2111
<http://www.utsunomiya-grandhotel.co.jp/>



◆株主様専用バスのご案内◆

JR宇都宮駅東口バス乗降場⑥番乗場：

午前9時30分発→宇都宮グランドホテル着

当日は、当社係員がJR宇都宮駅東口におり、ご案内をさせていただきます。

また、お帰りの際もJR宇都宮駅東口までの専用バスをご用意しております。

◆路線バスのご案内◆

関東バス（江曾島・石橋・小山行き）約20分・バス停：不動前 下車徒歩1分

◆お車で越しの株主様へのご案内◆

鹿沼インターから約20分・JR宇都宮駅より約10分・東武宇都宮駅より約5分
ホテルには無料駐車場がございますが、混雑する可能性がありますので、お早めにお越しくださいますようお願いいたします。

◆電車でお越しの株主様へのご案内◆

東京駅よりJR東北新幹線 約54分

◆コートやお荷物は、ホテルのフロントにございますクロークへお預けくださいますようお願いいたします。

◆株主総会終了後、株主の皆様との懇親会を予定しておりますので、この機会に当社に対するご理解を深めていただければと存じます。